

埼玉県知事 大野元裕 様

令和8年8月12日
(一社) 埼玉県私立保育園連盟
会長 久保田 泰雄

令和9年度 保育関係予算要望書

平素より私立保育園の運営管理に関しましてご指導ご高配を賜り感謝申し上げます。また本連盟の活動に対しまして格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「こどもまんなか社会」に向け埼玉県の担当行政の皆様が若者の最善の利益が図られることを願って日々取り組まれていますことに心より敬意を表します。この「こどもまんなか社会」実現のためには、当事者である我々保育事業従事者と担当行政の皆様方との意見交換を通じて、現状の把握と今後を見据えた施策が何よりも大切であると感じています。

こども基本法の基本理念に示されているように「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」が重要であると考えます。時代が変わろうと全ての子どもの権利が保障され、幸せに暮らし、かけがえのない子ども時代を豊かなものにするため、当事者の一員として意見を述べさせていただきます。

歯止めがかからない出生数の大幅な減少、低年齢児の虐待が増加する中で、いま保育園が抱える重要課題は、「質の高い保育」に加え「不適切保育・事故防止」と「安全対策」です。

欧州では、低年齢児や児童の SNS の視聴規制が始まると報道されました。こどもが人として育つ最も有効な手段の一つに保育があると思いますが、保育の現場では余裕がある人員配置と一人一人に対する丁寧なかかわりが保育士不足の深刻化で非常に難しくなっています。その原因として、保育士の「責任に対して低い地位」「仕事に見合わない安すぎる給与」「少ない休暇」「過重な事務負担と労務負担、精神的負担」等が挙げられ、当連盟としては毎年、繰り返し改善要望をしているところです。

また、少子化が進む県内地域の保育園では定員割れが進み、市町村によっては、保育料の完全無償化を進め、入所児童が増えたという地域も出てきています。県内地域でこどもが幸せに健やかに育ち続けられる施設として保育園が存続することと、保育士として誇りを持って働き続けられる環境の保障を進めることが喫緊の課題であると考えています。

埼玉県の全ての子どもの権利が保障されながら、幸せに暮らし、健やかに成長できる社会となるよう、保育現場の切実な声を埼玉県の施策に反映していただけるよう、意見を申し上げますとともに要望致します。

令和9年度 保育関係予算 要望事項

(一社) 埼玉県私立保育園連盟

1. 保育の質・機能の向上のため早急に職員処遇の改善をはかってください。

保育の質・機能の向上を図るために何より人材が足りません。人材の確保と確保するための職員処遇の改善が必要です。保育士の都道府県別年収ランキング(2025年度版)によると東京都498万円(1位)、埼玉県455万円(6位)で43万円の年収差があり、月額では3万6千円程の格差です。特に県南の地域では賃金が高い東京都へ人材が流れています。このような状況を打開するためにも県独自の処遇改善を求めます。

人件費加算 1人月額25,000円以上

2. 県の単独補助金制度は堅持すると共に、更なる充実を図ってください。

- (1) 一歳児担当保育士雇用費に関して、新たに示された補助要件によって、当連盟調査で3割以上の園が4対1の保育士配置ができなくなります。昨年度示された新たな補助要件は撤廃し、県単4:1での配置の場合40,000円/1人としてください。

また、国の一歳児5対1の職員配置改善によって、県の保育施策を後退させるのではなく、一歳児担当保育士雇用費補助事業は一歳児を3対1に、0歳児を2対1で保育士配置できるように、0歳児担当保育士雇用費事業を創設してください。

- (2) 障害児保育対策費補助事業については継続してください。なお、県は市町村に対して全ての保育施設で障害児保育対策事業が継続できるよう上乗せ補助をするなどの支援してください。

- ・補助規定と県予算については前年度中に、市町村への説明だけでなく県内全施設への十分な説明と理解を求めます。
- ・乳幼児の発達障害の診断ができる医療機関を県内各地に整備または指定してください。
- ・障害児1名に対して1名の職員配置ができる補助額にしてください。
- ・認定については県指定の医師又は巡回相談員、保健師による判断も対象とし、入所月からを補助対象としてください。

- (3) 乳児途中入所促進事業について

- ・補助対象期間を9月以降にまで延長し、補助上限額を設けないことを求めます。
- ・対象人数の算定において前年との差ではなく、定員数に対応する保育士を配置している場合は人数に対して対象としてください。

- (4) アレルギー等対応特別給食提供事業補助について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」で示されている通り、アレルギー対応調理員を配置するため、補助事業の復活を求めます。

3. 事務員及び看護師、栄養士を正規雇用できるよう県単独補助事業を創設してください。

- (1) 保育園での事務作業が増大しているため、事務職員を正規雇用できるようにしてください。

- (2) 保育園での健康管理を充実し安全を確保するため、看護師を正規雇用できるようにしてください。

- (3) 保育園での栄養管理はますます重要になっています。加算措置ではなく正規雇用できるようにしてください。

4. 県内の格差是正にとりくんでください。

委託費の地域区分格差により、保育条件の格差が拡大されています。職員処遇や児童処遇の格差拡大にも繋がっています。県内どの地域でも同じ保育条件が保障され、地域格差が是正されるためにも地域区分のあり方を見直すよう、今後も国に強く要望しながらも国が是正できない場合は、県として格差是正にとりくんでください。

5. 産休等代替職員費補助金を継続し充実してください。

- ・ 短期間の人材確保が難しく、派遣職員（時給 2,000～2,900 円）に頼らざるを得ない状況であるため、補助単価を 12,000 円(1 時間あたり 1,500 円)に引き上げてください。

6. 民間所長会議を行ってください。

国・県の保育施策、補助事業の説明や監査のポイントなどについて、周知と説明の機会として民間保育所長会議のリモート化や各地域分散型などでの再開を求めます。

各市町村から、保育施策、補助事業の説明が行われておりません。各施設に説明がなされるよう指導を徹底してください。

尚、この要望書については、文書による回答をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和9年度 国に向けての保育関係予算要望事項

埼玉県知事 大野元裕 様

(一社) 埼玉県私立保育園連盟

以下、国に対して埼玉県から要望するとともに埼玉県でも対策を検討してください。

1. 1歳児5対1加算の対象要件は撤廃するとともに、加算ではなく基本分において保育士配置基準の改善をしてください。

2. 4・5歳児の職員配置基準を1.5対1に改善してください。

国の公定価格は勿論、4・5歳児2.5対1の加算対応となっていますが国の加速化プランも現場の職員配置の実態に即していない内容となっております。また、チーム保育加算のどちらかの選択が求められています。条件がない早期配置改善を国に求めてください。

3. 子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減をして、少子化による人口減少対策、定員未充足による保育所の機能低下への対策に早急に取り組んでください。

食材料費も含めて保育料の完全無償化をしてください。

4. 各種ガイドラインを実行できる補助制度を創設してください。

乳幼児が長時間集団で生活するうえでの様々なリスクが専門的に検証され、各種(多種)のガイドラインが示されています。ガイドラインに従って計画の策定と安心安全な保育ができるだけの人員加配と環境条件の整備をしてください。

- (1) 事故防止・安全対策のための職員を配置してください。

かねてから園外保育(散歩など)では引率職員の加配をしたり、SIDS対策でプレスチェックの人員を要したりと現場で何とかやりくりをしてきました。全職員の週40時間労働や年休および研修参加の保障等を進めながらのガイドライン遵守には大幅な人員加配が不可欠であり、保育補助者雇上強化事業の活用で補える状況ではありません。

- (2) プール活動では監視に専念する監視者の人件費補助をしてください。

5. 処遇改善加算 区分3について、キャリアアップ研修の修了要件をなくしてください。

処遇の改善と研修の受講による保育の質の向上は本来まったく別のものです。

処遇改善加算の修了要件はなくして更なる改善を図り、職員研修予算は3日を5日に拡充して、期間を定めず全員が必要な研修を受講してキャリアアップができるように制度の見直しをしてください。

6. 県や市町村への支援体制を強化してください。

「子どもの育ち」と「子育て支援」の一層の充実をはかるため、国が取り組む必要があるとした補助事業を県や市町村が積極的に取り組めるよう支援体制を強化してください。

7. 国の保育施策の中には実状に合っていないもの、現場が困惑しているものが多くあります。県からも実状に合わせるよう国に改善を求めてください。

- (1) 地域子育て支援拠点事業は保育と一体となって保育事業を運営しています。処遇改善加算区分3の対象には地域子育て支援拠点事業の担当職員も加えてください。

- (2) 全産業の女性労働者との賃金格差として示された4万円は、一部の保育者に4万円を支給して問題が解消するものではありません。全職員の大幅な処遇改善を図るために公定価格の基本分単価を抜本的に引き上げることを国に要求してください。
- (3) ICT化推進については保育士の業務軽減になり得るように、適切なICTシステムの提案や導入フォロー、使い方サポートの支援など、活用できる支援体制を推進していただきたい。また、保育の記録等の事務作業はICT化だけでは軽減化されません。保育士の勤務時間内に事務作業が保障できるような配置基準の改善が必要です。保育士の過剰な業務を軽減する配置基準の改善が図られるまで、国に記録業務を保障する加算を要求して下さい。
- (4) 「チーム保育推進加算」について、幼稚園並びに認定こども園では求められていない職員の平均勤続年数の要件が、保育所には求められています。この不平等な取り扱いを是正して要件を撤廃してください。
- (5) 労働基準法に基づき職員の週40時間以内の労働時間を保障してください。そのために土曜は閉所として、開所する場合は加算してください。
- (6) 「経営情報等の報告を行っていない場合」や「安全計画の策定等をしていない場合」の減算は、必要経費が積算されているはずの公定価格を減算することであり、保育の質の著しい低下を招くものです。減算ではなく、行っている場合は増額として、本来の趣旨に沿った見直しをしてください。
- (7) 延長保育事業補助金については、延長保育を必要とする家庭に应运、事業の実施ができるように国の要綱を改正してください。同時に市町村へ補助額の適正化及び、要件緩和を促してください。
- ① 30分延長と60分延長の補助額の差が大きすぎます。
30分延長は60分延長の半額の880,000円を補助してください。
- ② 補助を受けるための利用者数の要件が厳しすぎます。
延長保育は利用が1人でも2名以上の保育士配置が義務付けられています。1時間以上の延長保育実施の1日当たり平均対象児童数3人以上の要件を撤廃して、1人でも利用があれば対象にしてください。
- (8) 保育標準時間認定と保育短時間認定の単価の差が実情に即しておりません。見直しをするよう国に強く要望してください。保育標準時間認定に対応した職員配置ができるような基準ではありません。11時間保育が年齢別単価に反映されるよう、基本分単価を引き上げてください。
- (9) 退職手当共済制度は保育士の人材確保対策の一つとしても、非常に重要な仕組みであることに鑑み、これまで通り公費の維持・継続をしてください。
- (10) 待機児解消と保育士不足を理由として、安易な規制緩和は子どもの処遇を下げ、保育士の地位を下げることになります。特に無資格の保育補助者活用は、子どもの処遇の低下につながり、全国の保育現場が求めていることではありません。保育の質と子どもの安全の低下にならないよう保育士による保育が出来るようにしてください。
- (11) 看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)をみなし保育士としてではなく、必要に応じて保育士配置をしたうえで、加配できるようにしてください。
- (12) 保育の供給体制の整備のため保育所等整備交付金および安心こども基金の補助基準単価を資材費や労務費等の建設費高騰の動向を踏まえて改善してください。
- (13) 水道光熱費・給食食材費・教材費などの物価高騰に対応できる公定価格の改定を早急に実施してください。